

大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則をここに公布する。

令和5年5月1日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第31号

大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則

大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年大和市条例第11号）附則の規則で定める日は、令和5年5月7日に大和市国民健康保険条例（昭和34年大和市条例第6号）附則第6項に規定する新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる状態となり、これにより労務に服することができなくなった場合において同項の規定により支給開始日となる日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。